

再意見書

平成 26 年 3 月 6 日

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 105-7304

(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし

住所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号

(ふりがな) びーびーかぶしがいしゃ

氏名 ソフトバンクBB株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし

代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7316

(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし

住所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号

(ふりがな) かぶしがいしゃ

氏名 ソフトバンクテレコム株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし

代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7317

(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし

住所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号

(ふりがな) かぶしがいしゃ

氏名 ソフトバンクモバイル株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし

代表取締役社長兼CEO 孫 正義

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第 4 条及び接続に関する議事手続規則第 2 条の規定により、平成 26 年 1 月 30 日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

このたびは、「平成 26 年度以降の加入光ファイバに係る接続料の改定」に関し、再意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。以下のとおり弊社共の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

再意見提出者 ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社

項目	意見提出者	該当部分	再意見
1. 配賦基準の見直し内容の情報開示について	イー・アクセス株式会社	<p>(P.1)</p> <p>【配賦基準の見直し内容の情報開示について】</p> <p>(前略)</p> <p>本見直しについては、加入光ファイバ、及びドライカップを利用する接続事業者双方の事業運営に大きな影響を与えることから、見直しの効果や適正性を把握可能とすると共に、将来的な環境変化に伴い再度配賦基準の見直しを検討する場合の判断材料とすべく、例えば、以下の情報をNTT東西殿に開示いただく必要があると考えます。</p> <p><開示を要望する情報></p> <p>① 見直し前後の配賦基準(比率)</p> <p>② 配賦基準毎の見直し影響額(ドライカップ・加入光ファイバ)</p>	<p>イー・アクセス株式会社殿の意見に賛同します。</p> <p>東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿におかれましては、接続料の透明性、予見性向上の観点から、接続事業者の要望に応じ、可能な範囲で情報開示に応じて頂きたいと考えます。</p>
2. 各種費用について	KDDI株式会社	<p>(P.2)</p> <p>○加入光ファイバ接続料について</p> <p>(前略)</p> <p>そのため、主端末回線部分の接続料だけでなく、光ファイバに係る各種接続料についても、例えば、光屋内配線加算額算定に用いる故障修理時間や平均的な使用年数の見直し、光屋内配線工事費算定に用いる工事時間の見直し等により、更なる低廉化を図ることが必要</p>	<p>耐用年数等の見直しにより、接続料の更なる低廉化を図るべきという各社殿の意見に賛同します。</p>

項目	意見提出者	該当部分	再意見
	ソネット株式会社	<p>であり、低廉化を図ることによって、新規参入による競争の維持や一層の促進、ひいては、ユーザー利便の向上につながると考えます。</p> <p>3. 各種費用について</p> <p>FTTH サービスを行う上では、加入者光ファイバの接続料金に加え光信号分岐端末回線や光屋内配線に係る加算費用及び工事費用等の各種費用が必要になります。特に、利用を停止する光信号分岐端末回線については、設備維持費用または撤去費用及び設備未償却残高等について接続事業者が負担しています。</p> <p>上記の状況を鑑み、加入者光ファイバ接続料以外の算定根拠の項目については、技術革新等による作業時間の短縮及び光ファイバを含む耐用年数の変動等にあわせた定期的な見直しを行うことが好ましいと考えます。また、見直しによる各種費用の低廉化が、接続事業者の競争及びエンドユーザーの利便性の向上を促進するものと考えます。</p>	
3.光配線区画の適正化	KDDI株式会社	<p>(P.2)</p> <p>○光配線区画の適正化 (前略)</p> <p>H25年9月末時点の1光配線区画あたりの加入電話等敷設数は、NTT 東日本で約 58、NTT 西日本で約 37 となっておりますが、加入電話等敷設数には、シェアアクセスで提供し得ない大規模マンション等の敷設数も含まれており、当該数字をもって適正世帯数が確保されていると考えるべきではありません。弊社で確認したシェアアクセスを利用可能な1光配線区画あたりの世帯数は、未だに NTT 東日本で約 31 世帯、NTT 西日本で約 24 世帯程度であり、NTT 東・西が主張</p>	<p>1光配線区画あたりの世帯数の適正化を実施すべきという各社殿の意見に賛同します。</p> <p>光配線区画に係る収容世帯数の情報は事業を検討する上で重要な指標となります。大規模マンション等を含む数字では実態を反映していないため、まずは大規模マンション等の世帯数を除外した数値を開示するとともに、その数値に基づき配線区画の適正化を実施する必要があると考えます。</p>

項目	意見提出者	該当部分	再意見
		<p>する平均 50 世帯、40 世帯という水準とはかけ離れた実態となっていることを強く認識すべきです。公正な競争環境を確保し、ユーザーの利便性を向上させるため、速やかに1光配線区画あたりの世帯数の適正化を実施し、光信号分岐端末回線の収容数向上を図る必要があります。</p> <p>(後略)</p>	
	ソネット株式会社	<p>2. 光配線区画について</p> <p>シェアアクセス方式においては、1局外スプリッタあたりの光信号分岐端末回線の収容数が接続事業者の事業の採算に大きく影響を及ぼすため、1光配線区画あたりの世帯数の適正化が重要であると考えます。しかしながら、現在開示されている情報では、光配線区画の明確な範囲及び世帯数を接続事業者が認識することは困難です。また、光配線区画の見直しについては、NTT 東西様により実施され、接続事業者においては、見直しの時期及び位置等の情報は通知されておりません。</p> <p>接続事業者が公平な競争を行なえるよう透明性を確保するため、NTT 東西様が主張されている平均世帯数(NTT 東日本様においては平均 50 世帯)の根拠となる光配線区画情報の開示及び見直された光配線区画の妥当性の検証を行うべきと考えます。</p>	

以上